

放課後等デイサービスの対象拡大 に係るこれまでの議論

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第16回(R2. 10. 5)
資料2(抜粋)

【論点2】放課後等デイサービスの対象拡大

現状・課題

- 平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。

- ・児童福祉法第6条の2の2 第4項

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

※ 提案自治体等からの意見では、中学卒業後に、高校に進学せずに、専修学校等へ進学した障害児が念頭に置かれており、具体的には、以下のような意見が付されている。

- ・ 障害児の進学先等で、放課後等デイサービスの利用ができないことのないよう、公平に市民対応できるように改善して欲しい
- ・ 中学卒業後に、高校に進学しなかった(できなかった)障害児についても、療育が必要であれば、利用できるようにすべき
- ・ インターナショナルスクール等に在籍する児童で、放課後等デイサービスが利用できなかった事例がある

等

- 提案も踏まえ、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」における市町村を対象としたアンケートの中で、専修学校・各種学校に対象を広げることにに関する調査を実施(有効回答率61.9%)。

- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を希望したが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無: 有り1.6%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、13自治体)
- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学校に進学をしなかった利用者の有無: 有り0.3%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、2自治体)
- ・ 専修学校、各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無: 有り2.7%(回答自治体n=1078のうち、29自治体)
- ・ 専修学校・各種学校の在籍児童を対象とすべきと回答した市町村: 18.4%(どちらともいえないが69.2%)

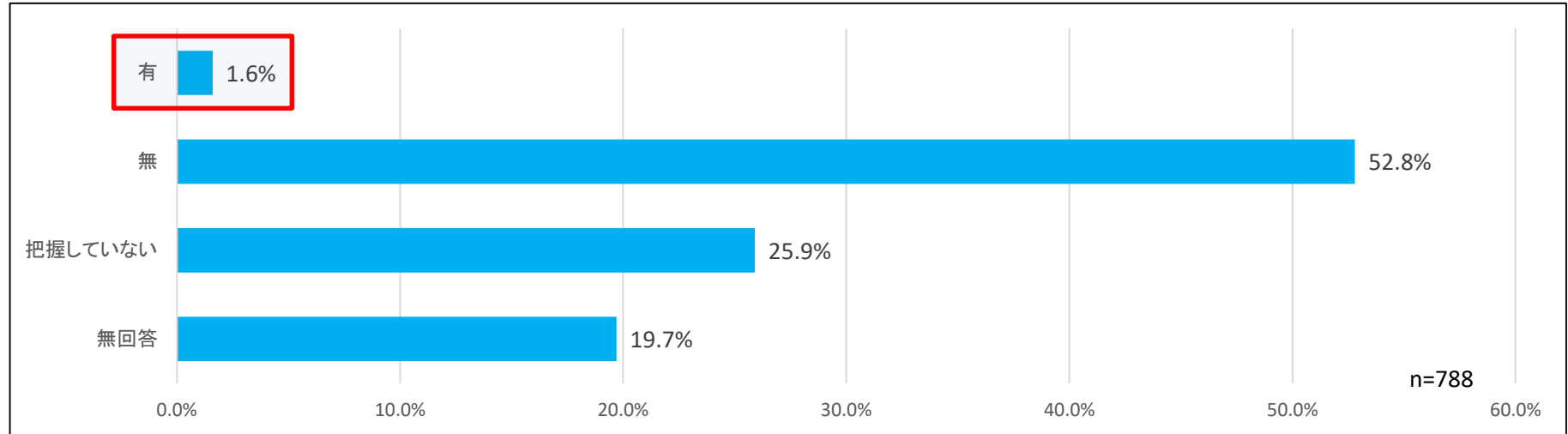
論 点

- 平成30年地方分権改革推進提案を踏まえ、専修学校・各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

検討の方向性

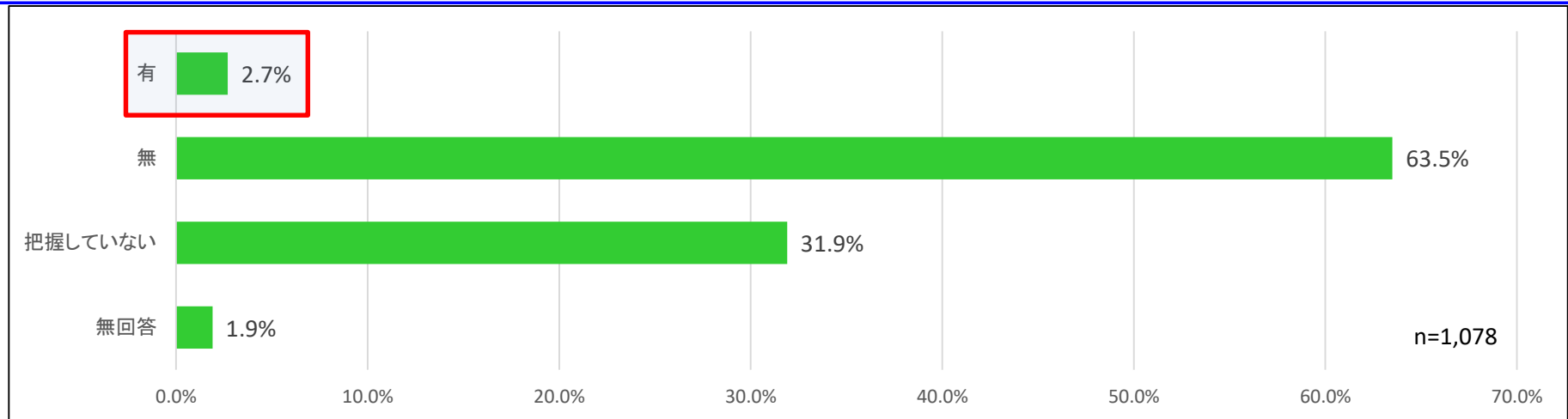
- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。
- これらの点や、調査研究の結果も踏まえ、専修学校又は各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

放課後等デイサービス利用が終結した利用者の有無

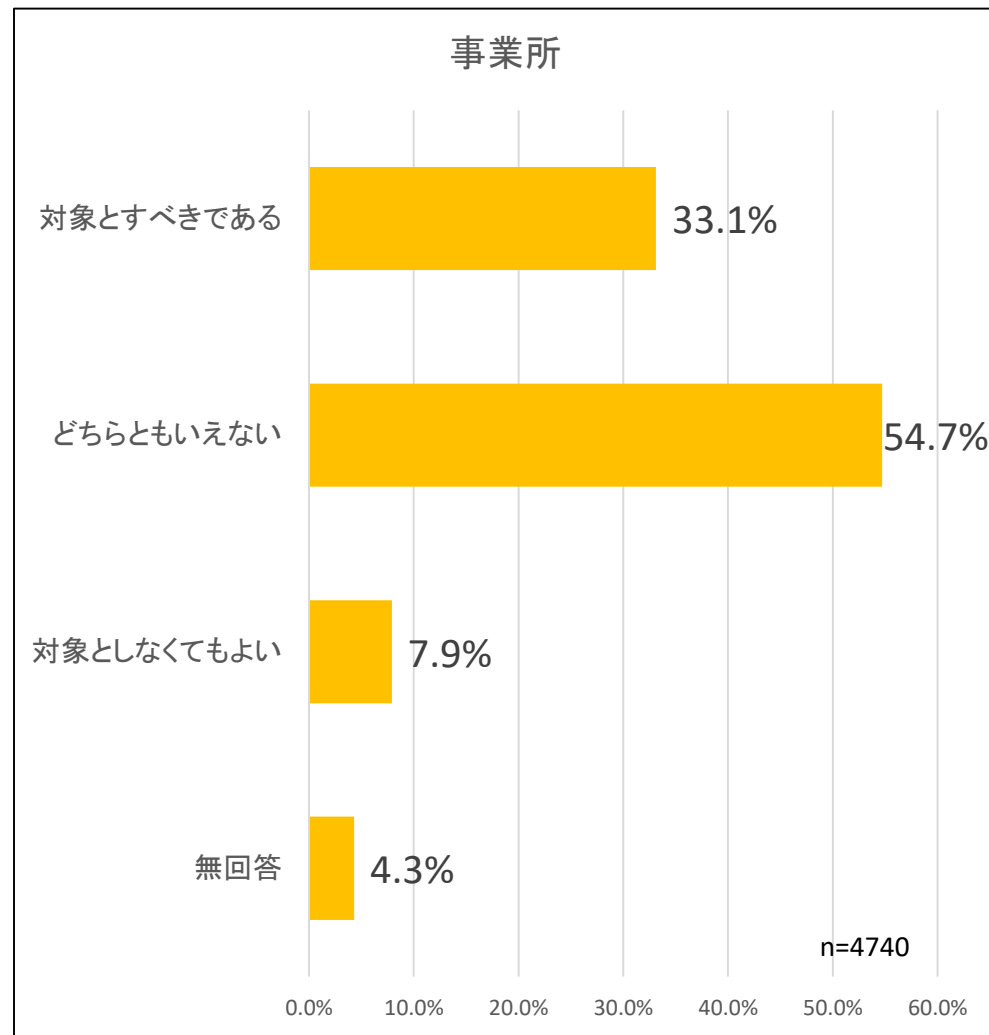
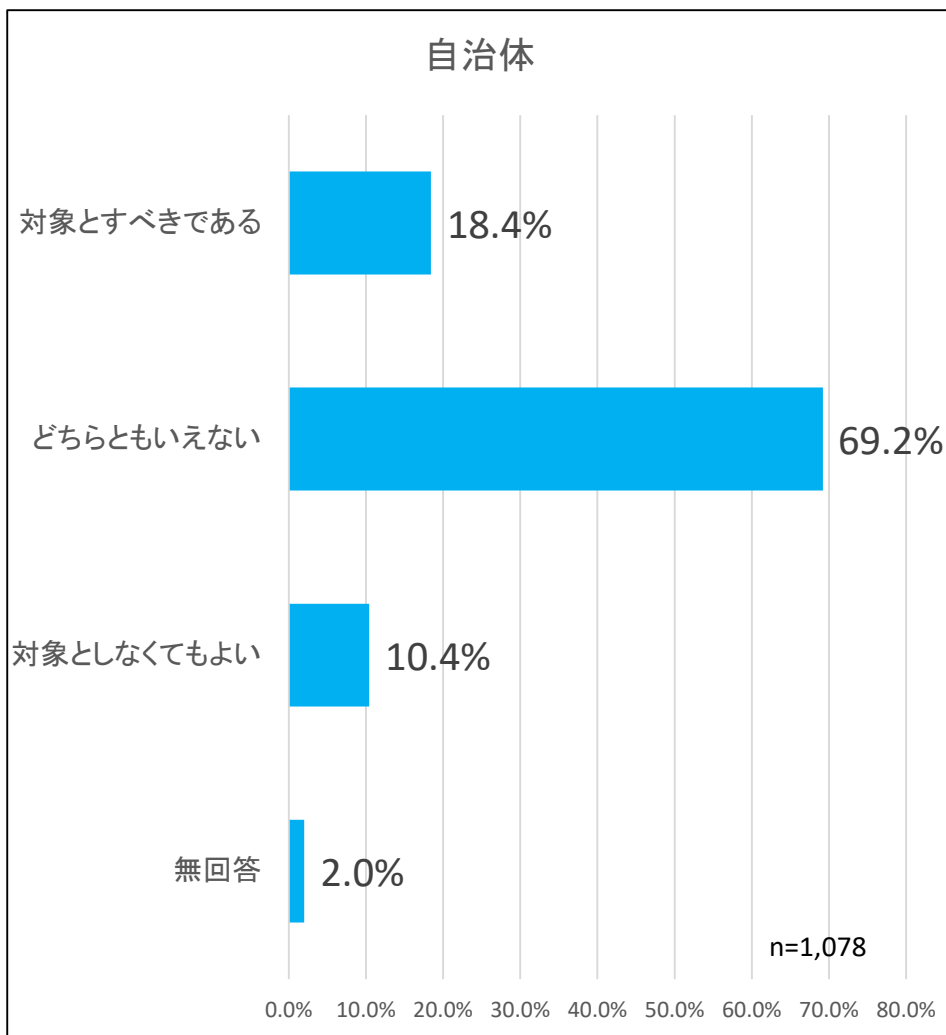


※ 利用者「有り」の自治体が1.6%（13自治体、平均2.54人）、調査有効回答率（61.9%）に基づいて、単純にこのまま専修学校・各種学校に対象を拡大したとすると、財政影響は約8千万円程度（費用ベース）と推計。

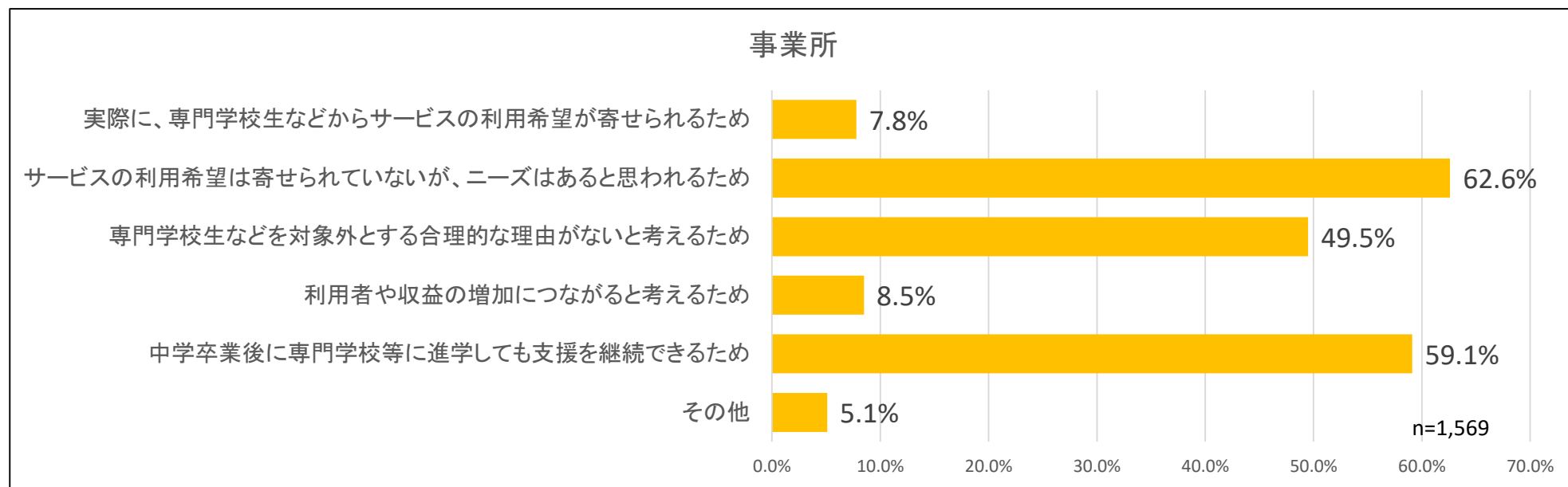
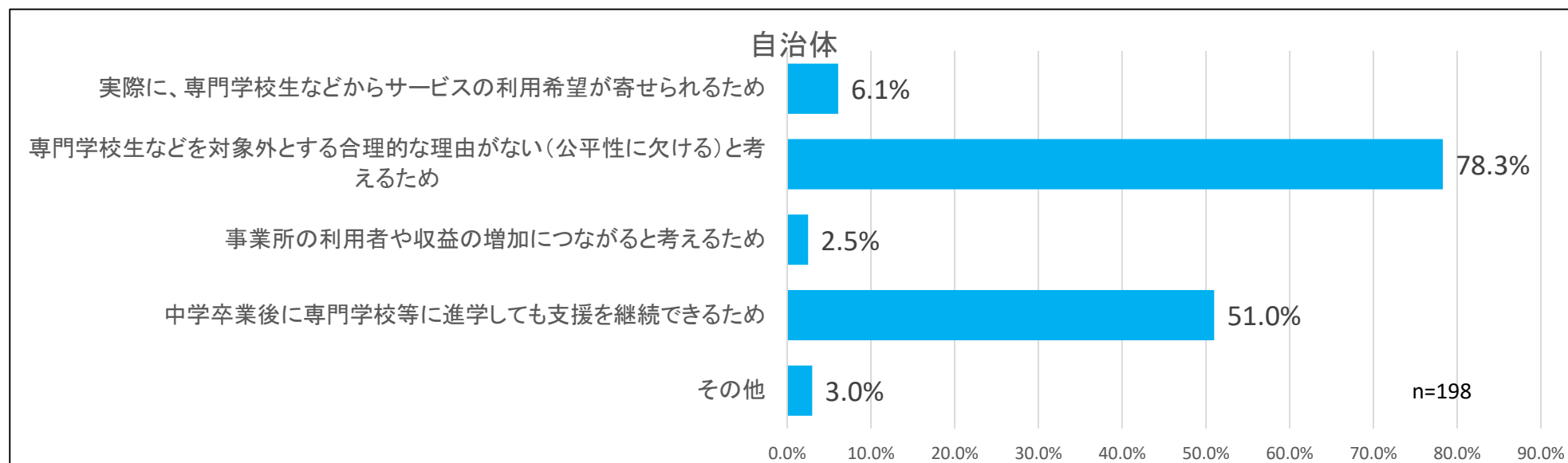
専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望者がある児童の有無



対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、 放課後等デイサービスの利用者とするについて



専修学校・各種学校を対象とすべきと考える理由（複数回答）



【現状と課題】

- 放課後等デイサービスの対象児童は、児童福祉法第6条の2の2第4項において学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児と定められている。
- 一方で、学校教育法第124条に定める専修学校及び同法134条に定める各種学校に通う児童は対象外とされている。
- こうした学校に通う障害児が障害児通所支援事業所の利用を希望した場合、放課後等デイサービスは利用できず、児童発達支援を利用しなければならない。
- また、平成30年度の地方分権改革推進提案において、専修学校に通う生徒を放課後等デイサービスの利用対象に加えるよう要望があり、実態を把握した上で2019年度末までに結論を得るとされた。

参考：平成30年度 地方自治体からの提案内容（東大阪市）

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

平成30年度 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（2018年12月25日閣議決定）

放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

専修学校・各種学校における放課後等デイサービスのニーズ調査結果

第99回社会保障審議会障害者部会(R2.3.4) 資料2抜粋

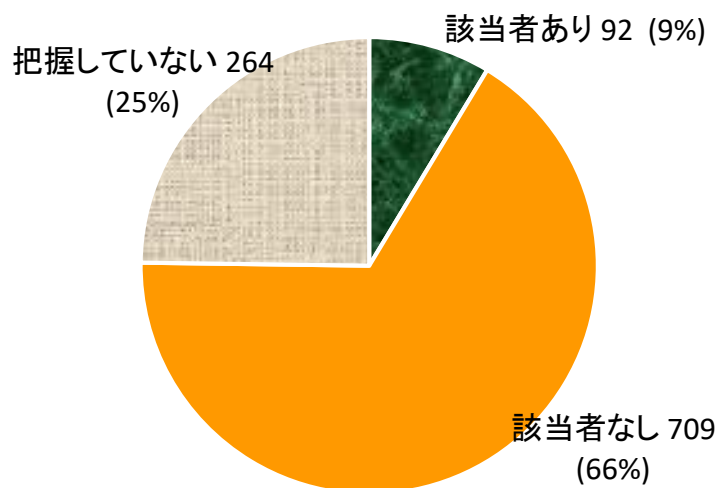
○ 検討に先立ち、専修学校・各種学校に通う児童について、放課後等デイサービスの利用ニーズを把握するため、都道府県及び市区町村に対するアンケート調査を行った。

- ・ 中学校既卒者や高校中退者から障害児支援担当に対して放課後等デイサービス利用の希望を相談した事例について、「あった」と回答した自治体は約9%（暫定値）であった。
- ・ 中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了した事例について、「あった」と回答した自治体は約2%（暫定値）であった。

▼自治体調査（調査客体数＝1,741自治体(悉皆)）

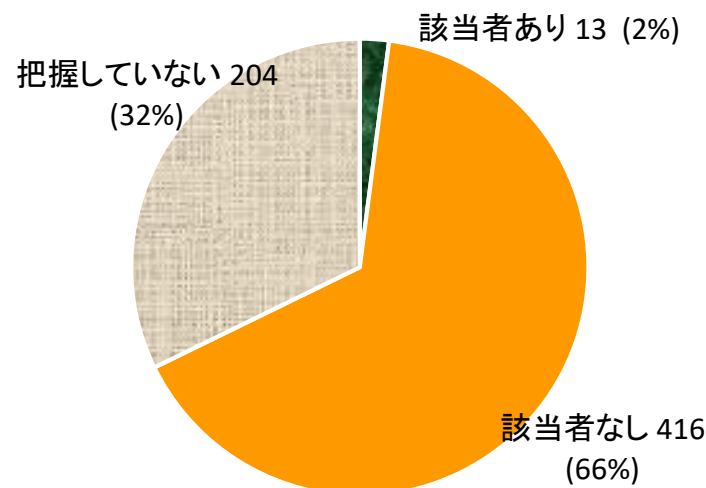
平成30年度1年間に中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望を受けたことがある自治体の数

（有効回答数＝1,065）



平成30年3月に中学校を卒業した放デイ利用者がいる自治体のうち、「放デイの継続利用を希望していたが専修学校・各種学校に進学したため利用を終了した者」がいた自治体の数

（有効回答数＝633）



※平成30年度地方分権改革推進提案(閣議決定)を踏まえ、その議論に資するために令和元年度推進事業において実施している調査の中から、2019年度末までに結論を出す必要があるため、暫定値としてデータを提供してもらったもの。

○ 放課後等デイサービスは

- ・学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進(障害福祉課資料)
- ・子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる(放課後等デイサービスガイドライン)

等、学習指導要領に基づく総合的な教育を行う機関としての学校と連動した支援の実施が求められており、単に年齢が高校就学相当であることを理由に一律に利用対象とすることが必ずしも適当とはいえない。

- 一方で、たとえば専修学校制度では、修業年限が3年以上等の要件を満たしたとして文部科学大臣が指定した課程を修了した者は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られることとなっており、こうした課程を履修している障害児が、高等学校に通う障害児と同様と考えるといった整理も想定され得る。
- 放課後等デイサービスの利用児童数は平成30年度で20万人を超え、給付費総額も約2,800億円と飛躍的に伸びており、令和2年1月15日に公表された「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」においても、放課後等デイサービスの収支差率は平成29年度の9.1%から平成30年度の11.0%に増加していることから、質の担保とともに、財政的な影響にも留意する必要がある。
- 翻って今回の調査結果を見ると、中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了したケースが1件以上あった自治体が2%（暫定値）と、利用ニーズは比較的限られているが、中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望が年間1件以上寄せられた自治体が9%（暫定値）は存在することを考えると、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。

以上を踏まえ、放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

参考：専修学校・各種学校制度の概要

- 専修学校は、昭和51年に新しい学校制度として創設された。

学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成している。

専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（専修学校設置基準等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。

- 各種学校とは、明治12年の教育令中「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」に始まるといわれており、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、タイプ、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設を含んでいる。

各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（各種学校規程等）を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。（例：簿記学校、自動車学校、医療・看護系学校、語学学校、インターナショナル・スクール など）

（文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成）

○学校教育法（昭和22年法律第26号）＜抜粋＞

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

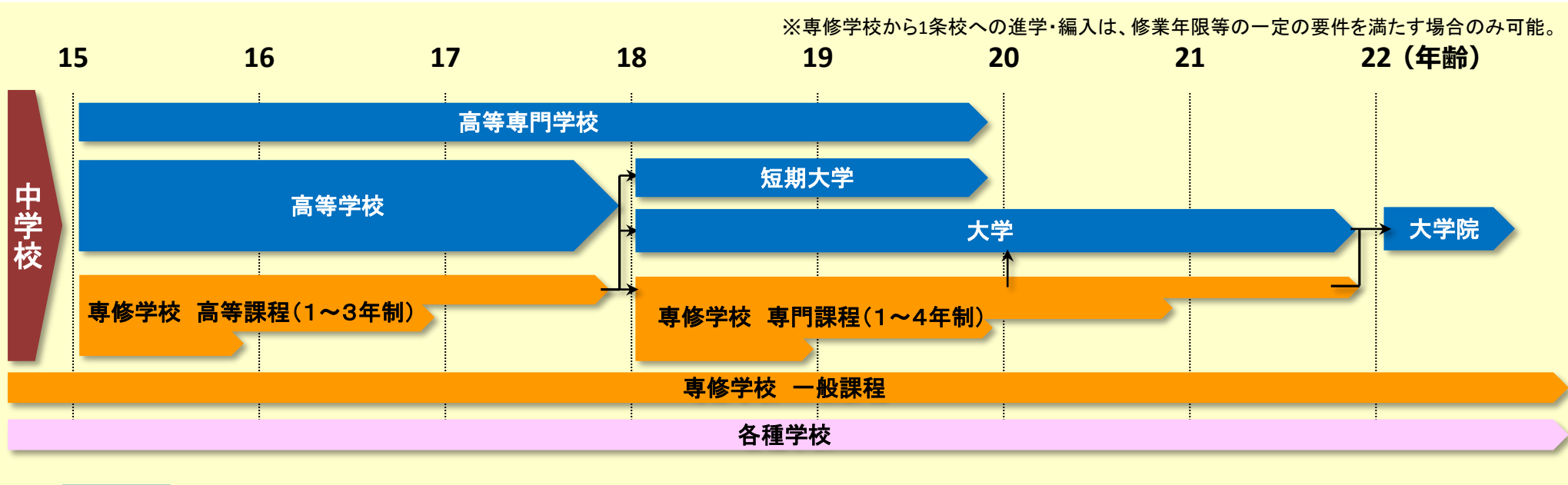
- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第134条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

○専修学校・各種学校制度の位置付け



凡例: 1条校 専修学校 各種学校

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

○専修学校・各種学校の学校数・生徒数

区 分	学校数	生徒数
専修学校	3, 137	659, 693
うち高等課程	408	35, 071
うち専門課程	2, 805	597, 870
うち一般課程	146	26, 752
各種学校	1, 119	116, 920

(出典) 令和元年度学校基本調査(文部科学省)

○専修学校・各種学校の修業年限等

	専修学校	各種学校
修業年限	1年以上	1年以上。簡易に修得することができる技術、技芸等の課程は3月以上1年未満
授業時数	1年間にわたり 昼間学科:800時間以上 夜間学科:450時間以上	1年間にわたり 680時間以上 1年未満の場合にあっては、その修業期間に応じて授業時数を減じて定める
生徒数	教育を受ける者が 常時40人以上	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
第21回(R2. 11. 18)
資料4(抜粋)

第16回報酬改定検討チーム(R2. 10. 5)の議論における主なご意見について

【放課後等デイサービス】

※ 第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで
頂いたご意見を事務局において整理したもの

＜放課後等デイサービスの体系（基準と報酬区分）の見直し＞

- 家庭や社会が大きく変わってきている中で、放課後等デイサービスの伸びを見ていく必要があり、制度設立当初の役割や期待されていることが変わってきているのではないか。
- 放課後等デイサービスのこの伸びは社会的に受け入れられないのではないか。ニーズがあって、それに対する支援が良い支援で有効なものであるのであれば総量規制をせずに増やして行けばよいが、本当にそうなのかチェックしていく必要がある。作れば新しいニーズを掘り起こすという面がある。
- 学習塾や放課後児童クラブが担うべきことを、放課後等デイサービスで行われている場合もある。放課後等デイサービスがやるべきことをもう一度見直して構築する時期に来ているのではないか。
- 放課後等デイサービスの基本報酬（区分1と区分2の別）については、現実に即したものを導入してもらいたい。
- 区分1と区分2を分ける指標該当の判定について、市町村によってバラツキがあり、客観性を担保することは困難。なんらかの形で区分を存続させるのであれば、区分認定審査会で判断するなど客観性が担保される方法など改善策を検討すべきではないか。
- 区分1について50%以上という要件は厳しいので、30%などの段階を作ってもいいのではないか。
- 指標該当児の判定項目に、医療的ケアに関する項目を入れるべきではないか。

<放課後等デイサービスの対象拡大>

- 中学卒業後に多様な道を選ぶ障害児が増えている中で、今後使えるサービスを検討していく必要がある。放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討したほうがよいのではないか。
- 放課後等デイサービスの対象拡大について、専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- 放課後等デイサービスは何を行う場所であるのかという方向性が、社会情勢も含めて変わってきている。保護者のレスパイトや一時預かりということがメインになるような傾向がある。そもそも放課後等デイサービスとはどういうもののなかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- 放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないか。その象徴的な論点として、各種学校等に通っている方たちの受け入れということがあのではないか。そのニーズがあるという場合に、何らかのサービスを提供しなければいけないと思うが、できた当初にその事業が想定していた範囲を超えるようなサービスを求められる場合がある。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。
- 障害児を受け入れている専修学校、各種学校に幾つかヒアリング等を行って、どのような連携が障害児の方の自立につながるか、つまり、専修学校、各種学校に放課後等デイサービスのニーズがあるのかどうか。学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないか。

【論点2】放課後等デイサービスの対象拡大

現状・課題

- 平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。

・児童福祉法第6条の2の2 第4項

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

※ 提案自治体等からの意見では、中学卒業後に、高校に進学せずに、専修学校等へ進学した障害児が念頭に置かれており、具体的には、以下のような意見が付されている。

- ・ 障害児の進学先等で、放課後等デイサービスの利用ができないことのないよう、公平に市民対応できるように改善して欲しい
- ・ 中学卒業後に、高校に進学しなかった(できなかった)障害児についても、療育が必要であれば、利用できるようにすべき
- ・ インターナショナルスクール等に在籍する児童で、放課後等デイサービスが利用できなかった事例がある

等

- 提案も踏まえ、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」における市町村を対象としたアンケートの中で、専修学校・各種学校に対象を広げることに係る調査を実施(有効回答率61.9%)。

- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を希望したが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無: 有り1.6%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、13自治体)
- ・ 中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学校に進学をしなかった利用者の有無: 有り0.3%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、2自治体)
- ・ 専修学校、各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無: 有り2.7%(回答自治体n=1078のうち、29自治体)
- ・ 専修学校・各種学校の在籍児童を対象とすべきと回答した市町村: 18.4%(どちらともいえないが69.2%)

論 点

- 平成30年地方分権改革推進提案を踏まえ、専修学校・各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

検討の方向性

- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。
 - これらの点や、調査研究の結果も踏まえ、専修学校又は各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。
- ＜第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和2年10月5日)におけるアドバイザーからの意見＞
- ・ 学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
 - ・ 学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
 - ・ そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
 - ・ 放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないか。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。
 - ・ 学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないか。

検討の方向性(続き)



- 報酬改定検討チームの意見も踏まえ、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を今後検討する中で、本論点についても検討すべきではないか。
- ※ この検討の方向性については、令和2年11月9日の社会保障審議会障害者部会で報告済み。

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大に関する検討経緯

平成30年地方分権推進改革提案

＜求める措置の具体的内容＞

- 現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

＜平成30年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）（平成30年12月25日閣議決定）＞

- 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第99回社会保障審議会障害者部会（令和2年3月4日：持ち回り開催）

＜検討の方向性（抜粋）＞

- 対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。
- 放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和2年10月5日）

＜検討の方向性（抜粋）＞

- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム(令和2年10月5日)

※ 第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで頂いたご意見を事務局において整理したもの

<主な意見>

- 中学卒業後に多様な道を選ぶ障害児が増えている中で、今後使えるサービスを検討していく必要がある。放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
- 放課後等デイサービスの対象拡大について、専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- 放課後等デイサービスは何を行う場所であるのかという方向性が、社会情勢も含めて変わってきている。保護者のレスパイトや一時預かりということがメインになるような傾向がある。そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- 放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないか。その象徴的な論点として、各種学校等に通っている方たちの受け入れということがあるのではないか。そのニーズがあるという場合に、何らかのサービスを提供しなければいけないと思うが、できた当初にその事業が想定していた範囲を超えるようなサービスを求められる場合がある。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。
- 障害児を受け入れている専修学校、各種学校に幾つかヒアリング等を行って、どのような連携が障害児の方の自立につながるか、つまり、専修学校、各種学校に放課後等デイサービスのニーズがあるのかどうか。学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないか。

検討の方向性

報酬改定検討チームの意見も踏まえ、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を検討する中で、本論点についても検討すべきではないか。